

1-4. 島根県の実施

こうした状況の中で、島根県では1997年10月に「島根県環境基本条例」の制定を行い、環境の保全に関する基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務、環境保全施策の基本的事項などを明らかにしました。その条文には県の義務として地球環境保全の推進がうたわれています。県内の温室効果ガス排出状況については、同年に1990年、1995年における排出実態調査を実施しています。

また、「島根県環境基本条例」を受け、環境の保全に関する施策を長期的視点に立ち、総合的かつ計画的に推進するために1999年2月に策定した「島根県環境基本計画」において、重点的に施策を推進するプロジェクトの一つとして、「島根県地球温暖化対策推進計画」の策定を掲げています。

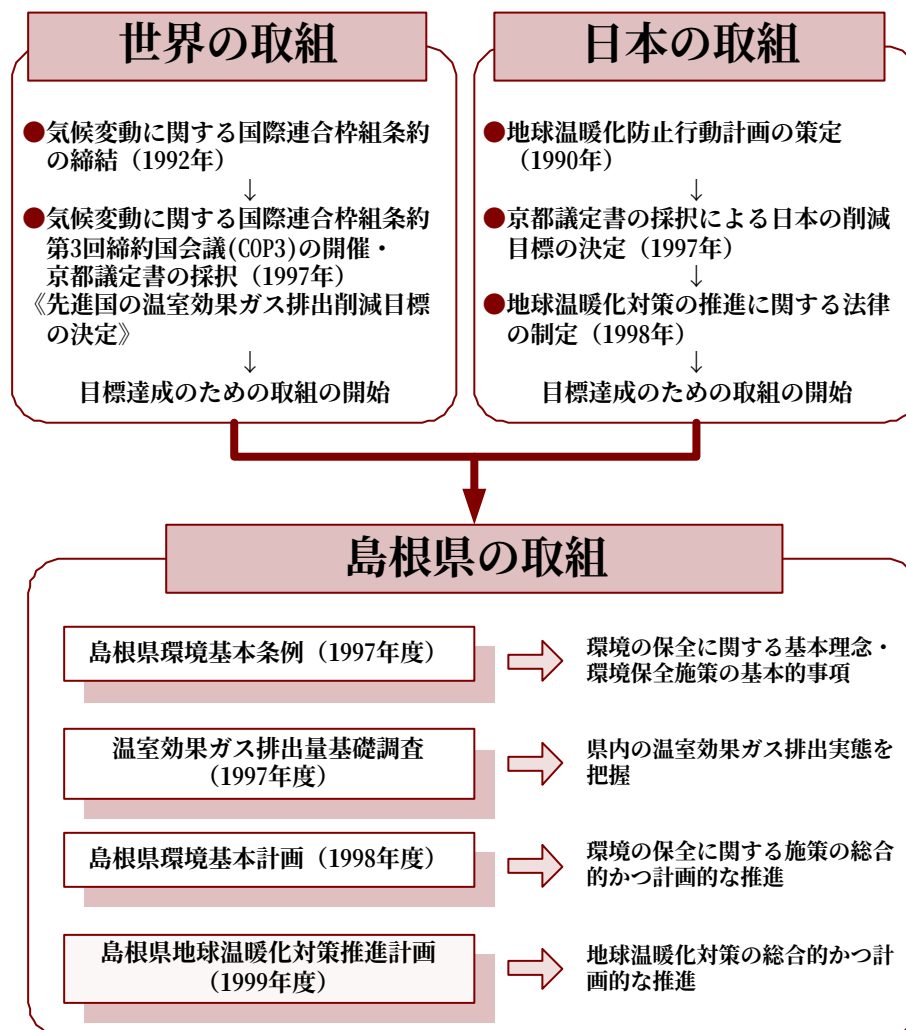


図 1-4-1. 地球温暖化防止に向けての実施のながれ

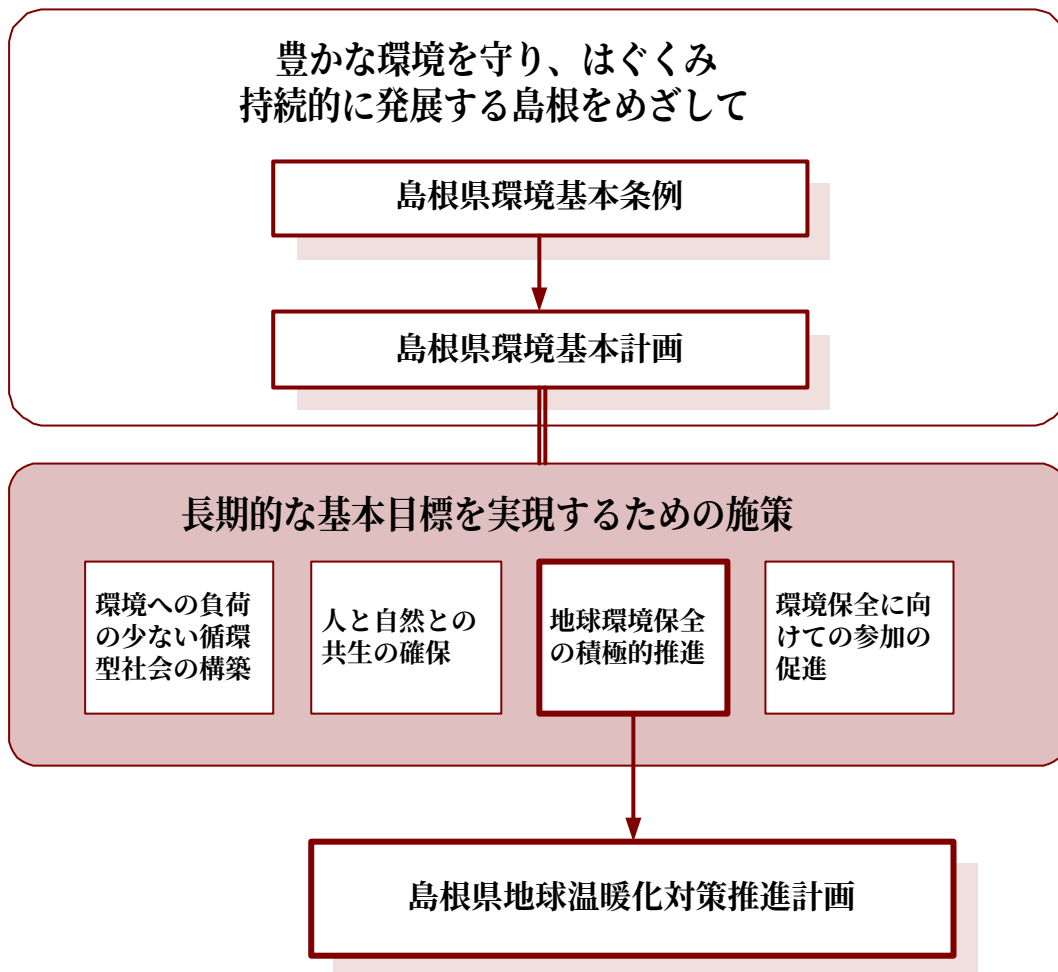


図 1-4-2. 「島根県環境基本計画」における本計画の位置づけ